

申告期限及び納期限 所得税及び復興特別所得税・贈与税 3月15日(水) 小田原税務署からのお知らせ  
個人事業者の消費税及び地方消費税 3月31日(金)

確定申告は正しくお早めにご

確定申告が必要な方

- ・給与所得者で、給与の年収が2000万円を超える方
- ・給与所得者で、給与以外の所得の合計額が20万円を超える方
- ・給与所得者で、2か所以上から給与を受けている方
- ・平成28年中の各種所得(事業・不動産・譲渡など)の合計額が、所得税の各種控除額(基礎控除、扶養控除など)の合計を超える方
- ・平成28年中途で退職して、年末調整を受けていない方 など

年金所得者の確定申告 手続不要制度による注意点

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である方は、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。ただし、医療費控除等による所得税及び復興特別所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。

また、確定申告が必要ない場合であっても、住民税(町県民税)の申告は必要ですので、ご注意ください。

小田原税務署の確定申告書作成会場開設期間

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の確定申告書作成会場を、次のとおり開設します。

- 2月16日(木)～3月15日(水) ※土・日を除きます。ただし、2月19日(日)、2月26日(日)は開設しません
- 受付：午前8時30分から
- 提出：午後5時まで
- 相談：午前9時～午後5時 ※会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください
- ※2月19日(日)、2月26日(日)は、申告書作成会場での申告相談以外の事務は行いません

休日などに申告書を出す場合

- ①休日に申告書を出す場合は、小田原税務署正面脇の「時間外文書収受箱」に投かんしてください。
- ②申告書は、郵送で税務署へ提出することもできます。控えが必要な方は、宛名を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。

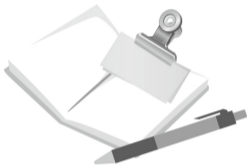
小田原税務署

〒250-8511

小田原市荻窪440番地

納税は便利な振替で

国税の納付は、便利な振替納税や電子納税をご利用ください。納付書で納付される場合は、納付書に金額等をご記入の上、お近くの金融機関で必ず納期限(所得税及び贈与税は3月15日(水)、個人事業者の消費税及び地方消費税は3月31日(金))までに納付してください。



申告書にはマイナンバーの記載が必要です!

平成28年分から所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書には、マイナンバー(個人番号)の記載が必要です。申告書を出す際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

《本人確認を行う時に使用する書類の例》

- ①マイナンバーカード(個人番号カード)のみ【番号確認及び身元確認書類】
- ②通知カードなど【番号確認書類】+運転免許証など【身元確認書類】

※税務署で申告される場合は、①または②の提示または写しの添付が必要になります

税務署以外での申告・税務署へ郵送により申告書を出す場合は、①の写しまたは②の写しを添付してください

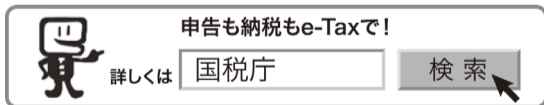
※ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です

国税庁ホームページで確定申告書等が作成可能

国税庁ホームページには、24時間いつでも申告書等が作成できる「確定申告書等作成コーナー」があります。このコーナーでは、所得税の確定申告書が作成でき、e-Taxを利用して送信(提出)できます(確定申告期間はメンテナンス期間を除き24時間送信できます)。また、作成した申告書等は印刷して、そのまま税務署に提出することができます。

※e-Taxを利用いただくためには、事前の手続きが必要です。詳しくは国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)をご覧ください

【問い合わせ】小田原税務署 ☎(35)4511



所得税・事業税・住民税申告相談会

所得税の確定申告書の書き方や、個人事業税及び住民税(町県民税)の申告相談などを行います。相談を希望する方は、収入金額、必要経費や所得金額の分かるもの、確定申告の書類、印鑑など申告に必要なものをお持ちください。

日時 2月6日(月) 午前9時30分～正午、午後1時～4時  
※受付は、相談終了時刻(午前・午後)の1時間前に締め切ります(混雑の状況により早めに締め切ることもあります)

場所 町民文化センター 展示ホール  
【問い合わせ】税務課 町民税係 ☎(83)1224

税理士会による無料申告相談会

小規模納税者の方の所得税と消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税の申告を対象として、次のとおり申告相談会を開催します。

日時・場所  
2月8日(水)、2月9日(木) 午前9時30分～正午、午後1時～4時  
小田原市川東タウンセンターマロニエ(3階マロニエホール)  
2月13日(月)、2月14日(火) 午前9時30分～正午、午後1時～4時  
南足柄市役所(5階大会議室)

※受付は、相談終了時刻(午前・午後)の1時間前に締め切ります(混雑の状況により早めに締め切ることもあります)

※譲渡所得(株の譲渡を含みます)のある方、所得金額が高額な方、住宅借入金等特別控除を初めて受けられる方、相談内容が複雑な方、税理士に依頼されている方は税務署でご相談ください

【問い合わせ】小田原税務署 ☎(35)4511

納付額証明書(普通徴収分)

国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料

平成28年中に納付いただいた国民健康保険税と後期高齢者医療保険料及び介護保険料の納付額を記載した「納付額証明書」を、1月下旬に納付義務者に郵送します。所得税確定申告、町県民税の申告にご利用ください。この「納付額証明書」には、特別徴収分(年金天引き分)は含まれていません。特別徴収分(年金天引き分)については、各年金・共済保険者から送られる「源泉徴収票」に記載されます。

【問い合わせ】町民課 国保年金係 ☎(83)1225  
(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料)  
福祉課 高齢介護係 ☎(83)1226  
(介護保険料)

青色申告会による確定申告無料相談会

青色申告会では、所得税の確定申告指導会場を開設し、地域の皆様の自主申告をお手伝いします。

日程 2月1日(水)～3月15日(水) ※日曜日にも実施します(期間中の土曜日はお休みとなります)

受付 午前9時～午後3時(最終日3月15日(水)の受付は午後2時まで)

場所 青色会館3階大ホール(旧県合同庁舎)  
小田原市本町2-3-24 小田原駅東口から徒歩10分

※会員の申告書はお預かりし、税務署へ提出することもできます

※住宅借入金等特別控除、株式の売却、贈与税、相続税、土地・建物・ゴルフ会員権の売却などの申告につきましては、税務署にてご相談ください

【問い合わせ】小田原青色申告会 ☎(24)2614